

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	北海道情報政策課
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>産業の活性化や行政の高度化、効率化、地域振興、地域の安全・安心の確保など様々な分野で情報通信技術の効果的な利活用を進めていくためには、光ファイバなど高度な情報通信基盤の整備が必要であり、その整備にあたってはこれまで、原則民間主導により行われてきましたが、採算性の問題から過疎地域など条件不利地域においては、市町村が国の支援制度を活用し整備を進めてきたところです。</p> <p>これら市町村によって整備されたブロードバンド通信基盤については、民間事業者が設備等を貸し出し、ブロードバンドサービスが提供されておりますが、維持管理費や耐用年数経過後の再整備については、所有者である市町村がその責務を負うこととなり、市町村の多額の負担が想定されます。</p> <p>このような中で、「光の道構想実現に向けて一基本的方向性一」には、「光の道」の基盤整備の方法として、「IRU に基づく公設民営方式の活用」、さらに「光の道が実現する時代になれば、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービスとして扱うことができる」と言及されていることから、次のとおり意見を述べさせていただきます。</p> <p>(1) すべての世帯がブロードバンドサービスの利用が可能となる「光の道」を実現するために、今後新たな整備が必要となる場合には、地方公共団体に負担を求めることなく、民間主導により進めていくべきである。このため、現在はアナログ固定電話などを全国あまねくサービス提供するために運用されているユニバーサルサービス制度を「光の道」実現後ではなく、今の時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド通信基盤を対象として追加することにより、国民が等しく負担し合って、いつでもどこでもだれでも、新しい時代の情報通信サービスが受けられる制度設計としていただきたい。</p> <p>今後新たな整備を必要とする地域は、費用対効果は乏しく、「光の道」実現後のユニバーサルサービス制度導入では、財政的負担を強いられる地方公共団体が増加するだけである。</p> <p>(2) また、条件不利地域において市町村が整備し、民間事業者が貸し出して運営しているブロードバンド通信基盤については、民間事業者が無償譲渡し、当該事業者の責任で運営・更新が行うことができる特例措置(国庫補助金の返還不要、起債の繰上償還への交付税措置)を創設し、条件不利地域と都市部との負担の格差を解消していただきたい。</p>

	<p>(3) さらに、これまでのブロードバンドゼロ地域解消においては、3.5世代携帯電話は大きな役割を担っているところであるが、今後整備される地域、特に北海道のような広域分散型の地域構造においては、費用対効果の面から3.5世代携帯電話などの無線ブロードバンドによる整備も大いに考えられ、早急に3.5世代携帯電話をユニバーサルサービスとして位置づけをし、現在、携帯電話エリア整備事業として国の支援制度を活用し地方公共団体が主体となって行っている鉄塔整備については、民間主導により行える制度としていただきたい。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	